

資料 6-2

水第 1729 号

令和 5 年 9 月 13 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長

井貫晴介 様

神 奈 川 県 知 事  
(公 印 省 略)

第 5 種共同漁業権遊漁規則の認可について（通知）

令和 5 年 7 月 27 日付け内管委第 1023 号により答申のあった標記の件については、別添のとおり認可したので通知します。



令和5年9月1日付けをもって次の通り遊漁規則を認可したので、公示する。

令和5年9月1日  
神奈川県知事 黒岩 祐治

1. 漁業権の免許番号、漁業権者の住所及び名称

漁業権の免許番号	住 所	名 称
内共第1号	愛甲郡愛川町半原 914-3	相模川漁業協同組合連合会
内共第2号	愛甲郡愛川町半原 914-3	相模川漁業協同組合連合会
内共第3号	小田原市桑原 862 番地2先	酒匂川漁業協同組合
内共第4号	小田原市板橋 94	早川河川漁業協同組合
内共第5号	足柄下郡箱根町箱根 561	芦之湖漁業協同組合
内共第6号	足柄下郡湯河原町土肥 6-2-1	湯河原觀光漁業協同組合

2. 遊漁についての制限の範囲、遊漁料の額及びその納付の方法、遊漁承認証に関する事項、遊漁に際し守るべき事項、その他農林水産省令で定める事項

別記のとおり

3. 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

# 相模川漁業協同組合連合会内共第1号、第2号

## 第5種共同漁業権 遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は相模川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第1号、第2号、第5種共同漁業権（「内共1号、2号」という。）に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業の対象となっている水産動物（内共1号：やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび）（内共2号やまめ、いわな、にじます）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

### (遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で竿釣、投網、もじり（うなぎと手長えびに限る。）の漁具、漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ第7条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

### (漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場区域においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 投網による遊漁は次表のア欄に掲げる期間内でイ欄に掲げる区域内でなければならない。

ア 期 間	イ 区 域
周 年	馬入橋（国道1号線）上流端から基点A、Bを結ぶ線まで
6月1日～翌年 3月31日まで	平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかくる高压線より下流馬入橋上流端まで
7月1日～翌年 3月31日まで	座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかくる高压線まで
8月1日～翌年 3月31日まで	基点O Pを結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで

基点A：平塚市千石河岸839番地1先に設置した標識

基点B：平塚市須賀2,503番1に設置した標柱

基点O：相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱

基点P：相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱

3 第1項の規定にかかわらず中津川、小鮎川、道志川及び神の川においては、投網によって遊漁してはならない。

4 第1項の規定にかかわらず連合会の指定した区域以外の区域においては投網によって遊漁してはならない。

5 この漁場区域においては、竿釣りの場合竿の使用本数は1人2本まで（但し、あゆ釣りをする場合は1人1本まで。）とし釣糸の長さは30メートルまでとする。またもじりの使用本数は1人20本までとする。

6 この漁場区域においては、3月1日から5月31日までの間毛針によってやまめ、にじます、いわなを除く水産動物を採捕してはならない。

7 この漁場区域においては、投網によって、やまめ、いわな、にじますを採捕してはならない。

8 この漁場区域においては、餌釣（まき餌を含む。）によって、あゆを採捕してはならない。

9 この漁場区域においては、次に掲げる区域では、友釣（ルアー釣を含む。）毛針釣（フライ釣を含む。以下同じ。）以外の漁具、漁法によってあゆを採捕してはならない。

なお、当該漁場区域においても、毛針釣とルアー釣については、連合会が定めて、同会のホームページで公示する区域でなければ、あゆを採捕してはならない。

(1) 座間市入谷地先座架依橋上流端から上流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端までの区域

(2) 厚木市三田地先中津川大橋上流端から上流基点E Fを結んだ直線までの区域

(3) 基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川本流の区域

基点C： 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点

基点D： Cから134度の直線と対岸との交点

基点E： 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱

基点 F : 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱

基点 Q : 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点 R : 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

10 第 9 項の規定にかかわらずルアー釣、毛針釣によるあゆの採捕は連合会が定めて同会のホームページで公示する区域内でなければならない。なお、区域内及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

11 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、いわな、にじます	愛甲郡愛川町田代 200 番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点 E F を結んだ直線までの中津川の本流及び支流の区域で、連合会が定めて公表する区域。	3月1日より10月14日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。
	基点 R Q を結んだ直線から上流基点 C D を結んだ直線までの道志川の本流の区域で、連合会が定めて公表する区域。	
	相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端から上流の神の川の本流の区域で連合会が定めて公表する区域。	
	基点 MN を結んだ直線から上流水沢堰堤下流端までの水沢川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、いわな、にじます	相模原市緑区鳥屋地先広川堰堤上流端から上流相模原市緑区字奥野3627-166 魚止め橋下流端までの早戸川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	3月1日より10月14日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。
	点abを結んだ直線から上流の中津川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	
	小鮎川合流点から上流愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋上流端の下流268 メートルの第1号石堰堤下流端までの谷太郎川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。	

基点C： 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点

基点D： Cから134度の直線と対岸との交点

基点E： 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱

基点F： 愛甲郡愛川町半原字向原5,459番2に設置した標柱

基点G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点M： 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八丁えん堤天端右岸上流端

基点N： 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八丁えん堤天端左岸上流端

基点Q： 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点R： 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

a： GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として右回りに270度の線上でGから30メートルの所

b： HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として右回りに90度の線上でHから30メートルの所

(遊漁期間)

第4条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、それぞれイ欄の期間内でなければならない。

(内共第1号)

ア 魚 種	イ 期 間
やまめ	3月1日から10月14日まで
いわな	同上
にじます	同上、但し別記区域については1月1日より12月31日までとする。
あゆ	6月1日から10月14日までの期間で連合会が定めて公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで、但し、a bの直線から上流の中津川の本流及び支流の区域、c dの直線から上流の宮ヶ瀬金沢の本流及び支流の区域、e fの直線から上流の早戸川の本流及び支流の区域、g hの直線から上流の水沢川の本流及び支流の区域、基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川の本流及び谷太郎川の本流の谷太郎橋橋脚上流端の上流447メートルの地点より上流の区域において3月1日から10月14日まで
おいかわ	同上
ふな	同上
こい	同上
うなぎ	同上
手長えび	同上

基点G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点 I : 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,688 番 6 地先の金沢えん堤天端右岸上流端

基点 J : 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,688 番 6 地先の金沢えん堤天端左岸上流端

基点 K : 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点 L : 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点 M : 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端右岸上流端

基点 N : 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端左岸上流端

a: G から H を見通した線を 0 度とし、G を中心として右回りに 270 度の線上で G から 30 メートルの所

b: H から G を見通した線を 0 度とし、H を中心として右回りに 90 度の線上で H から 30 メートルの所

c: I から J を見通した線を 0 度とし、I を中心として右回りに 270 度の線上で I から 30 メートルの所

d: J から I を見通した線を 0 度とし、J を中心として右回りに 90 度の線上で J から 30 メートルの所

e: K から L を見通した線を 0 度とし、K を中心として右回りに 270 度の線上で K から 30 メートルの所

f: L から K を見通した線を 0 度とし、L を中心として右回りに 90 度の線上で L から 30 メートルの所

g: M から N を見通した線を 0 度とし、M を中心として右回りに 270 度の線上で M から 30 メートルの所

h: N から M を見通した線を 0 度とし、N を中心として右回りに 90 度の線上で N から 30 メートルの所

#### (別記)

- 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤天端下流端から同区鳥屋地先東京電力株式会社発電取水えん堤天端上流端の上流 100 メートルの地点までの早戸川の区域
- 2 相模原市緑区鳥屋地先魚止橋橋脚下流端の下流 173 メートルの地点から同区鳥屋地先蛙沢えん堤天端上流端の上流 30 メートルの地点までの早戸川の区域
- 3 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先札掛第二金林えん堤天端下流端から同村煤ヶ谷地先

札掛発電取水えん堤天端上流端の上流 100 メートルの地点までの布川及び境沢の区域

- 4 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋橋脚上流端の上流 447 メートルの地点から同上流端の下流 268 メートルの地点までの谷太郎川の区域
- 5 愛甲郡愛川町田代 2,423 番地地先の標識から同 2,375 番地先の標識までの中津川の区域
- 6 伊勢原市日向地先梅尾橋橋脚下流端から同下流 200 メートルの日向川の区域
- 7 伊勢原市日向地先御所の入橋橋脚上流橋から下流 51.5 メートル及び上 148.5 メートルの日向川の区域
- 8 伊勢原市日向十二神橋橋脚上流端の上流 154 メートルの地点から同上流 200 メートルの地点までの日向川の区域

(内共第 2 号)

ア 魚種	イ 期間
やまめ	3月1日から10月14日まで
いわな	同 上
にじます	同 上、但し別記区域については1月1日より 12月31日までとする。

(別記)

- 9 相模原市緑区青根字社宮司えん堤上流端より上流 400 メートルまでの神の川の区域
  - 10 相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端より下流小瀬戸えん堤上流端までの区域
2. この漁場区域においては、水産動物繁殖保護のため日没 1 時間後から日の出 1 時間前までの夜間遊漁を禁止する。但し、うなぎの遊漁はこの限りでない。
3. 第一項の公示は、神奈川新聞上に公示するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、次に掲げる区域においては遊漁してはならない。

- (1) 相模原市緑区青根地先道志川の道志ダム天端上流端から上流へ 50 メートルまでの区域

- (2) 相模原市中央区田名地先小沢頭首工えん堤上流端から下流へ 110 メートルまでの区域
- (3) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工えん堤上流端から上流へ 150 メートル及び同えん堤上流端から下流へ 500 メートルまでの区域
- (4) 愛甲郡愛川町半原 4,549 番地先宮原用水頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域
- (5) 愛甲郡愛川町半原 4,408 番地先日向橋下流えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域
- (6) 愛甲郡愛川町半原 4,188 番地先宮沢尻えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域
- (7) 愛甲郡愛川町半原 1,947 番地先原下えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 20 メートルまでの区域
- (8) 愛甲郡愛川町角田 2,636 番地先仙台下頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域
- (9) 愛甲郡愛川町坂本地先坂本頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域
- (10) 厚木市才戸地先才戸頭首工えん堤上流端から上流へ 20 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域
- (11) 厚木市三田字新田 2,029 の 5 番地先道満えん堤上流端から上流へ 50 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 50 メートルまでの区域
- (12) 厚木市妻田地先昭和用水頭首工えん堤上流端から上流へ 50 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ 100 メートルまでの区域
- (13) 厚木市妻田地先第一鮎津橋橋脚上流端から上流へ 20 メートルまで及び同橋橋脚上流端から下流へ 30 メートルまでの区域
- (14) 高座郡寒川町宮山地先寒川取水えん堤上流端から上流へ 100 メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ神川橋橋脚下流端までの区域
- (15) 海老名市社家地先相模取水えん堤上流端から上流へ 178 メートル及び同えん堤上流端から下流へ 113 メートルまでの間

2 水産動物の繁殖保護のため連合会が造成した産卵場においては、遊漁することが出来ない。

(全長の制限)

第6条 次表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものは、採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
やまめ	12 cm
いわな	12 cm
にじます	12 cm
こい	18 cm
うなぎ	24 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で連合会の指定する遊漁承認証委託販売所及びオンラインシステムにおいて納付するとき（一般売り）又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。

但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）の納付は、連合会の指定するオンラインシステム及び相模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原914-3番地）において行うものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな、 にじます	竿釣	1年	5,000円
		1日 一般売り	1,500円
		1日 現場売り	2,500円
あゆ、うぐい、 おいかわ、ふな、 こい、うなぎ、 手長えび	竿釣	1年	12,000円
		1日 一般売り	1,500円
		1日 現場売り	2,500円
あゆ、うぐい、 おいかわ、ふな、 こい、うなぎ、 手長えび	投網	1年	30,000円
		1日 一般売り	5,000円
		1日 現場売り	8,000円

うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	竿釣 もじり	1日 一般売り 1日 現場売り	800円 1,400円
-------------------------	-----------	--------------------	----------------

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表の相当右欄の通りとする。

18歳以下の者	無料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）	第1項に規定する額1/2

#### (遊漁承認証に関する事項)

第8条 連合会は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1)承認期間

(2)魚種

(3)漁具・漁法

(4)遊漁区域

(5)遊漁料の額

(6)注意事項

(7)発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる様な行為をしてはならない。

2 遊漁者は遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

#### (漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

- (1) 所属組合
- (2) 氏名
- (3) 有効期間
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納入した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

#### 附則

- 1. この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

漁業權遊漁規則

酒 勾 川 漁 業 協 同 組 合

## 酒匂川漁業協同組合

### 内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

#### (目的)

第1条 この規則は、酒匂川漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、竿釣またはもじり（うなぎに限る）の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条に規定する遊漁料を納付しなければならない。

#### (漁具、漁法の制限)

第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁をしてはならない。

2 竿釣の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。

また、もじりの使用本数は1人20本以内とする。

3 餌（まき餌を含む。）を使用してあゆを採捕してはならない。

4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。

5 あゆ友釣のハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。

6 ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内とする。

7 前項の場合を除き、リールを使用してあゆを採捕してはならない。

8 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中ウ欄の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。

### 3 遊漁規則

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋橋脚下流端から下流の狩川の区域 南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端から上流へ南足柄市広町地先上山下橋橋脚上流端から上流へ75メートルまでの区域	6月1日から 10月14日まで	コロガシ シャクリ
東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ基点A・Bの直線までの区域	6月1日から 10月14日まで	コロガシ シャクリ
足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流の区域	6月1日から 9月30日まで	コロガシ シャクリ
足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域	6月1日から 9月30日まで	コロガシ シャクリ
酒匂川全域（支流を含む）	3月1日から 5月31日まで	毛針 但し、やまめ、 いわな、にじますを除く
足柄上郡大井町金手地先足柄大橋橋脚下流端から上流及び小田原市桑原地先富士道橋橋脚上流端から下流の酒匂川の区域（支流を含む）	6月1日から 10月14日まで	ルアー 但し、やまめ、 いわな、にじますを除く

基点A 小田原市東町四丁目 496 番口に設置した標識

基点B 小田原市西酒匂一丁目 1,653 番 12 に設置した標柱

9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から足柄上郡山北町向原地先文命堤床止工上流端までの区域	10月20日から 1月31日まで

#### (遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間	ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで	日の出1時間前から 日没1時間後まで
いわな	同 上	同 上
にじます	同上 但し、別記区域1においては1月1日から 12月31日まで 別記区域2においては10月20日から1月 31日まで	同 上
あ ゆ	6月1日から10月14日まで及び12月1 日から12月31日まで、但し、基点E・F の直線から上流の世附川、基点G・Hの直 線から上流の中川川及び基点I・Jの直線 から上流の玄倉川の全域においては、6月 1日から10月14日まで	同 上
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、基点 E・Fの直線から上流の世附川、基点G・ Hの直線から上流の中川川及び基点I・J の直線から上流の玄倉川の全域において は、3月1日から10月14日まで	同 上

おいかわ	同 上	同 上
ふ な	同 上	同 上
こ い	同 上	同 上
う な ぎ	同 上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱

基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱

基点 G 足柄上郡山北町中川字源藏 220 番 3 に設置した標柱

基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱

基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱

基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

#### 別記区域 1

足柄上郡松田町寄 5,571 番地先床固工（通称田代下床固工）天端下流端から下流へ同町寄 1,164 番地先に設置した標柱までの 700 メートルの中津川の区域、南足柄市矢倉沢字錢窪 1,653 番地先堰堤（通称錢窪用水路取水堰堤）天端下流端から下流へ同市矢倉沢字川入 238 番の 3 地先堰堤（通称ねがらみ堰堤）天端上流端までの狩川の区域及び足柄上郡山北町中川字西沢 872 番地先西沢吊り橋橋台下流端から下流へ同町中川字石堂 867 番地先東京電力（株）落合発電所取水堰堤天端上流端までの 500 メートルの中川川の区域、足柄上郡山北町世附地先芦沢堰堤下流端から同町世附地先第 6 号石堰堤上流端までの世附川の区域及び足柄上郡山北町世附地先栗ノ木堰堤下流端から世附川との合流点までの大又沢の区域

#### 別記区域 2

足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から足柄上郡山北町向原地先文命堤床止工上流端までの区域

#### （禁止区域）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる区域において遊漁してはならない。

- (1) 小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ 120 メートルまで及び同堰堤天端上流端から下流へ東海道本線鉄橋脚下流端までの区域。
- (2) 足柄上郡開成町吉田島地先栢山頭首工堰堤天端上流端から上流へ 10 メートルまで及び同頭首工天端上流端から下流へ 85 メートルまでの区域。
- (3) 足柄上郡山北町平山地先東京電力（株）内山発電所取水堰堤魚道天端上

流端から下流へ 55 メートルまでの区域。

(全長の制限)

第6条 次のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
やまめ	15 センチメートル
いわな	同 上
にじます	同 上
うぐい	10 センチメートル
ふな	同 上
こい	18 センチメートル
うなぎ	24 センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁をする場合で、小田原市桑原 862 番地 2 先酒匂川漁業協同組合及びその他組合が委託した遊漁承認証取扱所において納付するとき（店扱い）、または、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき（現場扱い）の遊漁料の額は、それぞれ次表のとおりとする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料
やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ	竿釣 (但し、うなぎは竿釣、もじり)	1日（店扱い）1,500円 (現場扱い) 2,500円 1年 12,000円
うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ	同 上	1日（店扱い） 800円 (現場扱い) 1,500円

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児、小学生	無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り第1項に規定する額の 1 / 2 に相当する額
中学生	年券に限り第1項に規定する額の 1 / 4 に相当する額

## (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

(1)承認期間

(2)魚種

(3)漁具・漁法

(4)遊漁区域

(5)遊漁料の額

(6)注意事項

(7)発行者名

2 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

## (遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、必ず本人が遊漁承認証を所持し、これを帽子その他漁場監視員の見やすいところへ取り付けなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬ。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 ア欄に掲げる区域は、毎年産卵場に指定するため、遊漁者は、ア欄の区域の川底をイ欄に掲げる期間攪拌してはならない。

ア 区域	イ 期間
小田原市中新田地先東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ第3条第6項に規定する基点A・Bの直線までの区域	9月15日から11月30日まで

## (漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則に励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視委員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

## (違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の

## 8 遊漁規則

中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

### 付 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。